

こだいらの自治基本条例 だより

No.7

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

7, 8月
テーマ別検討9月
テーマ別検討10月~11月
市民意見
交換会12月~
意見を反映 条例案づくり平成20年3月
市長に提出

議会へ

「(仮称)小平市自治基本条例」骨子案

1. 本条例の目的

#1 <本条例の目的>

小平市における自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利・義務や市議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにすることにより、市民参加と協働による市民自治のまちづくりを推進することを目的とします。

2. 定義

#2 <定義>

市民

小平市内に在住、在勤、在学する個人と、小平市内で活動する個人をいいます。

事業者等

小平市内で公益的な活動、市民活動又はコミュニティ活動等を行う団体及び事業活動を行う団体をいいます。

市

市議会、市長その他の執行機関及び市職員より構成される小平市の行政組織の全体をいいます。

まちづくり活動

市民及び事業者等が、自分たちの社会をよくしようとしてする活動を総称していいます。

市政への参加

まちづくり活動のうち、市民及び事業者等が、市議会及び市長その他の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、自発的な意思に基づいて意見を表明し、行動し、提言することをいいます。

協働

市民、事業者等、市議会及び市長その他の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、対等な立場で公共的サービスの提供を協力して行うことをいいます。

3. 自治の基本原則

#3 <自治の基本原則>

市民、市議会及び行政は、次の基本原則によって市民自治のまちづくりを進めていくものとします。

- (1) 市民主体の自治の推進
- (2) 市民の信託による市政
- (3) 情報共有の原則

(4) 参加の原則

(5) 協働の原則

(6) ……(今後、検討の上、追加修正あり)

4. 市民の権利及び責務

#4 <市民の権利>

(1) 市民は、年齢、性別、国籍、心身の状況のちがいを問わず人権が尊重され、誰もが自己実現をめざして活動でき、幸福を追求し、安全で安心な生活を営むことができます。

(2) 市民は、行政サービスを、条例又は法令の定めるところにしたがって、平等、公正に受ける権利を有します。

#5 <市民の義務>

市民は、条例又は法令の定めるところにしたがって、小平市政にかかる費用を分担するものとします。

#6 <市民の責務>

市民は、まちづくりへの参加に当たって、自治の主体であることを自覚し自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの意見と行動を尊重するように努めます。

[事業者等の権利・責務]

#7 <事業者等の権利>

(1) 事業者等、すなわち市内で公益的な活動、市民活動又はコミュニティ活動等を行う団体及び事業活動をする団体は、自由にまちづくり活動に参加することができます。

(2) 事業者等は、市民及び市と相互に連携・協力をはかり、協働することができます。

(3) 事業者等は、条例又は法令の定めるところにしたがって、行政サービスを受ける権利を有します。

#8 <事業者等の義務>

事業者等は、条例又は法令の定めるところにしたがって小平市政にかかる費用を分担するものとします。

#9 <事業者等の責務>

事業者等は、社会的責任を自覚するとともに地域社会との調和、環境および市民生活に配慮しまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

10 < 情報を知る権利 >

市政に関する情報は、市民と市との共有財産であって、市民及び事業者等はそれらの情報を知りまた情報の提供を請求する権利を有します。

5. 参加及び協働

[市民参加の権利]

11 < 市民参加の権利 >

- (1) 市民は、年齢、性別、国籍、心身の状況のちがいを問わず、平等な立場でまちづくり活動と市政に参加する権利があります。
- (2) 市民は、納税など特に条例で定められたことを除き、まちづくり活動への参加、市政への参加について、その人の自発的な意思が尊重されます。
- (3) 市民は、参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。

12 < 満18歳未満の市民の権利 >

子ども(18歳未満の市民)も大人(子ども以外の市民)と同様、市政への参加の権利があります。市は、子どもの生活環境に関係することを決める場合には、子どもに意見を聴くよう努力します。また、市および大人の市民は、そのために必要な支援を行うものとします。

[市議会及び市長その他の執行機関の責務]

13 < 市民参加による市民本位の市政運営 >

市長その他の執行機関は、市民参加による市民本位の市政運営を行うものとし、市民のだれもが市政に参加できるよう工夫し、配慮しなければなりません。

14 < 男女共同参画 >

市議会及び市長その他の執行機関は、市民及び事業者等とともに、男女の平等を基本とする男女共同参画社会の実現に努めます。

15 < 参加の方法 >

市長その他の執行機関は、次のような方法で市民の市政への参加の機会を保障します。

- (1) 委員会、審議会等への委員として参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会などへの参加
- (3) 特定の課題についての集団検討会(ワークショップ)などへの参加
- (4) パブリックコメント手続による意見表明
- (5) アンケート調査などへの意見表明
- (6) 意見書等による意見表明

16 < 参加の対象 >

市長その他の執行機関は、次のような事項について、立案、実施及び評価の各過程において市民の市政への参加の機会を保障します。

- (1) 基本構想・基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定
- (2) 基本条例および市民に義務を課し若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす施策、制度の導入又は改廃並びに市民生活に大きな影響を及ぼすおそれのある規則、審査基準、処分基準、行政指導基準等の制定又は改廃
- (4) 大規模あるいは重要な施設の設置計画とその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの変更

17 < パブリックコメント >

市長その他の執行機関は、重要な政策及び計画の策定に当たって、事前に案を公表し、市民の意見

を聴くとともに、提出された市民の意見に対し行政側の考え方を公表しなければならないものとし、ます。

18 < 協働推進の基盤づくり >

市長その他の執行機関は、市民の活動や事業の充実、活性化、自立を促進し、協働の推進を図るため、活動の機会と場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供、資金確保への支援、その他の支援・援助に努めるものとします。

19 < 協働のまちづくり、相互理解と信頼の醸成 >

市議会及び市長その他の執行機関は、市議会及び市長その他の執行機関だけではなく市民、事業者等の多様な主体が、それぞれが有する情報、経験、技術、ノウハウ等の資源を相互に提供し、それぞれの立場と役割に応じて地域のニーズと課題の解決に向けて連携・協力する協働のまちづくりを推進します。協働に当たっては、理念及び目的を共有し、対等な関係のもと十分な協議を通じて合意形成を図り、相互理解と信頼関係を築くよう努めるものとします。

20 < 市民参加・協働推進条例 >

市民参加及び協働の推進に関して必要な事項を別に条例で定めます。

6. 市民投票制度

21 < 市民投票制度 >

市民投票制度は、市政の重要な問題に対し、主権者である市民の意思を直接諮るための諮問的な制度とします。

- (1) 市民投票制度は、常設型の制度とします。
- (2) 市民投票の結果は、議会、市長を拘束するものではありません。
- (3) 市議会、市長は、この結果を尊重しなければなりません。
- (4) 市は、市民投票について具体的な手続などについて、別に条例で定めます。

7. 地域コミュニティ

22 < 地域コミュニティの定義 >

- (1) 地域コミュニティは、住みやすい地域社会を築くため、地域を基盤とした、あるいは、共通の目的をもった市民同士により自主的に形成された地域のまちづくり組織、および集団をいいます。
- (2) 地域コミュニティは、市民相互の信頼性に基つき、相互協力し、自主的に地域の課題に取り組み、まちづくり活動を行います。

23 < 地域コミュニティへの市民の参加 >

- (1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、地域コミュニティをつくり、地域コミュニティに参加し、まちづくり活動を行うことができます。
- (2) 市民は、地域コミュニティにおいて、地域の課題について、ともに考え、合意形成をはかる協議に自発的に参加し、まちづくりに関する意見を表明することができます。

24 < 地域コミュニティ行政の推進 >

市は、地域コミュニティの自主的な地域における役割を尊重した適切な施策を講じます。

- (1) 市は、市民の自主性を尊重しながら、地域コミュニティの設立、連携・ネットワーク化を

支援し、地域の課題に取り組む、地域まちづくり活動を支援します。

- (2) 市は、地域のまちづくりについて、地域コミュニティの意見を尊重します。

8. 議会

25 < 議会運営の基本方針 >

市議会は、主権者である市民から直接選挙により選ばれた、議員によって構成される意思決定機関であり、市民に開かれ、市民にわかりやすく、市民から信頼される議会を実現する運営を基本方針とします。

- (1) 市議会は、会議の公開、議会の情報提供・開示、情報公開を行うなど、市民との情報の共有に努めます。
- (2) 市議会は、議会報告会などを開催し、市民に説明責任を果たすよう努めます。
- (3) 市議会は、市民の意思が反映されるように議会審議過程への市民参加に努めます。

26 < 市議会の使命と役割 >

- (1) 市議会は、市の政治・行政の基準である条例、市にふさわしい条例を制定します。
- (2) 市議会は、行政が適正に運営されているかについて、市民の目線で厳しく抑制・監視(チェック)します。
- (3) 市議会は、言論の府として、条例の審議・議決など政策の合意形成をするために十分な討論、政策議論を行います。
- (4) 市議会は、議会の議決権の重要性を踏まえて、議決対象の拡大に努めます。
- (5) 市議会は、委員会の重要性を踏まえ、委員会においても政策議論を行い審議を充実します。
- (6) 市議会は、市民から信頼されるように議会改革に努め、それが後退しないように議会基本条例を制定することに努めます。
- (7) 市議会は、議会活動、議員活動を補佐する議会事務局の政策法務能力の向上など、議会事務局の充実強化に努めます。

27 < 市議会議員の使命 >

市議会議員は、市民から直接選ばれた公職者としての責任と倫理性を自覚します。

- (1) 市議会議員は、市民の意思を踏まえて市民の目線で条例案を審議するとともに、市にふさわしい条例を立案します。
- (2) 市議会議員は、市民の要望を踏まえた政策提言を行います。
- (3) 市議会議員は、条例を制定し、行政をしっかり抑制・監視(チェック)するため、調査・研究を行います。そのための政務調査費は、有効かつ適切に使われなければなりません。
- (4) 市議会議員は、議会の役割を認識し、主権者である市民から信頼されるよう、議会改革に取り組み、説明責任を果たすように努めます。

9. 市長等

28 < 市長の使命 >

- (1) 市長は、市民に選ばれて市を代表する職に就いたことを強く認識し、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の自治を推進します。
- (2) 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、その実現に取り組みます。
- (3) 市長は、市職員を適切に指揮・監督し、リー

ダーシップを十分発揮して、市政の運営を行います。

29 < 市職員の使命 >

- (1) 市職員は、市民からの信頼づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、主体的に市民本位の自治を推進します。
- (2) 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に取り組むものとします。

10. 行財政運営のあり方

30 < 基本方針 >

市は、市民の福利向上のため、市民の意向を的確にとらえ、民主的かつ効率的に、市民の視点に立った行財政運営を行うものとします。

31 < 長期総合計画 >

- (1) 市は、持続可能な小平市の将来像を示す長期的な総合計画を策定し、それに基づいて、計画的な市政運営を行います。
- (2) 総合計画は、基本構想のほか、基本計画についても市議会の議決を経なければなりません。
- (3) 市政の分野別の個別計画は、前項の総合計画と整合するものでなければなりません。

32 < 組織と人事 >

- (1) 市は、効率的、機能的かつ横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくりまします。
- (2) 市は、市民のための施策を企画立案するに当たっては先見性を持ち、創造的な問題発見、問題解決能力をもった人材集団となるよう、職員の採用及び能力開発に取り組みます。
- (3) 市は、職員が能力を最高に発揮できる人事評価、処遇、配置及び計画的ロ-テーションに取り組みます。

33 < 情報の共有 >

市政に関する情報は、市民と市との間で共有されるべきものであるとの見地に立ち、情報公開を総合的に推進するものとして、次の事項を定めます。

- (1) 市は、市の保有する市政に関する各種の情報(業務の委託にかかるものを含む)を、積極的に、広範囲に、わかりやすく、かつ、複数の方式で市民に提供します。
- (2) 市は、保有する情報について開示請求を受けたときは、適切かつ迅速に公開します。

34 < 個人情報の保護 >

- (1) 市は、個人の権利・利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。
- (2) 市は、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じます。

35 < 苦情・要望への対応 >

- (1) 市は、市政に関する苦情又は要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとします。
- (2) 前項の苦情・要望への対応のため、必要があると認められる場合は、オンブズマン等第三者機関を設置します。
- (3) 市は、市民からの苦情又は要望を十分に分析し、市政全体の問題解決に役立つよう活用します。
- (4) 市は、市民から市の政策等に関し提案が出されたときは、内容を検討して、その採否及び

それにいたる理由を回答し、かつ、その概要を公表します。

36 <行政評価>

- (1)市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を厳正に実施し、その結果を公表します。
- (2)前項の行政評価には、市民を含む外部者による評価が必ず採り入れられなければなりません。

37 <危機管理>

市は、震災等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、各種の事業所、行政機関等との協力、連携及び相互支援を図ります。

38 <行政手続>

市は、市政の運営における公平・公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するために、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適正に実施します。

39 <法務>

市は、地域事情に合わせた積極的な政策形成と実行のために必要な、市及び市職員の法務能力の向上を図るとともに、主体的に条例及び規則を定め、体系的、かつ、わかりやすく整備します。

40 <財政のあり方>

- (1)市は、厳密で、科学的に妥当な将来推計の下、市の財政状況を総合的に把握し、それを常に分析することで、市民サービスの質を維持・向上させ、最少の経費で最大の効果をあげる健全な財政運営を行います。
- (2)市は、財政状況及び財産の保有状況について、市の出資する団体を含む連結決算のかたちで財政情報を作成し、毎年、市民にわかりやすく説明します。
- (3)市は、財政運営における目標値と目標期限を設定し、中長期の財政計画をもつものとします。
- (4)市の予算は、総合計画並びに前3項の財政分析、財政情報、財政計画を踏まえ、#36に規定する行政評価の成果を反映して編成されなければなりません。また市が行う事業の見直しについては、不断の取り組みを行います。
- (5)市は、自立した財政の確立を目指し、税の公正で効率的な徴収、不要な歳出の削減、新しい財源の創出、市有財産の活用・保有の見直し等を行い、財源基盤の強化に努めます。

41 <自治推進委員会の設置>

市の附属機関として、公募による市民、学識経験者等で構成する自治推進委員会を設置します。委員会は、市長の諮問に応じ、及び自らの発意により、自治基本条例の運用の検証と評価、運用上の提言、条例見直しの提言等を行います。

市民意見交換会日程

骨子案についての意見を出し合います。ぜひご参加下さい。
(条例説明文つきパンフ準備)

月	日	曜日	時間	場所	備考
10	17	水	14:00 ~ 16:00	上水本町地域センター	託児あり
	20	土	14:00 ~ 16:00	中央公民館	
			19:00 ~ 21:00	小川公民館	
	24	水	14:00 ~ 16:00	大沼公民館	託児あり
11	1	木	19:00 ~ 21:00	東部市民センター集会室	
	10	土	19:00 ~ 21:00	鈴木地域センター	
	11	日	14:00 ~ 16:00	小川西町公民館	
	17	土	19:00 ~ 21:00	中島地域センター	
	24	土	14:00 ~ 16:00	東部市民センター集会室	
	30	金	19:00 ~ 21:00	中央公民館	
11	8	木	14:00 ~ 16:00	中央公民館・団体対象意見交換会	団体のみ
	25	日	14:00 ~ 16:00	中央公民館・団体対象意見交換会	団体のみ

団体対象以外は、どなたでも参加できます。参加される方は直接、会場へ。

託児は1歳～未修学児まで、定員9人、無料。申込み：該当日の3日前までに042-346-9582(事務局へ)自治基本条例骨子案へのご意見は、意見交換会以外にも、ファクシミリ、メール、電話、手紙などで出いただけます。宛先はこのチラシ1面下段をご参照下さい。

11月3日(祝日)午後2時～ **自治基本条例 フォーラム** 中央公民館

自治基本条例について、骨子案についてご意見お寄せ下さい。(市民の会議一同)

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax. 042-346-9513 〒187-8701 小平市小川町2-1333

e-mail : da0040@city.kodaira.lg.jp <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml>

市民の会議ホームページ : <http://kodaira.sblo.jp/>

こだいらの自治基本条例 だより

No. 8

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

市民力★全開！ 意見交換会進行中！！

条例に期待すること

情報公開は徹底的に強く規定してほしい。

行政や議会の不祥事を抑止できるような条例にしてほしい。

小平市の現在ある条例にはまだ不十分な点がある。その見直しに際して市民参加が行われることが重要だ。

市民の声を市政に反映させていくための基礎となる条例としたい。

小平の緑を守り残すためにこの条例が活用されるといい。



小平らしい条例を

小平市としてどのようなまちづくりをしていきたいのか、といった特色、アピールポイントがない。小平らしさ”をもっと出せたらいい。

市民の会議メンバーから
同じ問題意識で検討中です。

条例の前文について

前文は、市民の思いや課題、未来をみせるもので大切だ。ラフなものでよいので、前文案たたき台3～4種類くらい提案して意見をきいたらいいか。

市民の会議メンバーから

今後、市民の意見も踏まえて作成する予定である。前文の案があれば積極的に提案して欲しい。

わかりやすい条例に

難しい表現や漢字が多く、多くの市民、とくに子どもたちにとっては分かりにくい。わかりやすい表現を使うか振り仮名を振るなどの配慮を。学校で社会科の授業で使えるといい。

自治基本条例という硬いイメージである。条例のタイトルも、例えば、「皆でよいまちをつくる為のルールを作る条例」といったような柔らかいタイトルの表現が良いのではないか。

なぜ条例をつくるのか

今、小平市で自治基本条例をつくる本当の必要性がどこにあるのか？ すでにある市条例でなにか不具合があるのか？

市民の会議メンバーから

地方分権の動きからその自治体、地域ごとに独自の政策、行政運営を行えるようになってきました。地域で自分たちのまちをどうするか、考える時代では？ 自分たちのまちのルールを作る動きと考えています。

意見交換会

開催期間：10/17～11/30

開催個所数：12カ所

参加人数：87人(11/1 現在)

保育：3人

たくさんのご意見を
ありがとうございます。
骨子案と意見をもとに、いよいよ
12月からは条例案をまとめていきます。

今後の日程

10月~11月
意見交換会12月~
意見を反映 条例案づくり平成20年3月
市長に提出

議会へ

10月28日(日)「NPOフェスタ in 元気村2007」に参加し、自治基本条例のアピールと意見募集をしました。

11月3日(土)自治基本条例フォーラムを開きました。

基調講演 辻山幸宣さん (財)地方自治総合研究所所長
パネルディスカッション「小平市らしい自治基本条例とは？」
辻山幸宣さんと市民の会議のメンバー
詳しい報告は次号の予定。



市民の会議メンバーから みなさまへ

市民意見交換会では、「自治基本条例は本当に必要なのか」というご意見もいただきました。この条例づくりの過程そのものが、「市民による自治」、「市民によるまちづくり」です。初めは意見が異なっても、議論を積み重ねる中で、みんなが「なるほどねえ」となる瞬間があります。

それがこれからの自治みたいなものかなあと感じます。できるだけ多くの方と一緒に自治基本条例(案)をつくらせていきたいと思えます。(M)

市民意見交換会が始まりました。「もっと多くの市民に参加してもらいたいな」という声が出ました。「じゃあ、チラシを作って告知を強化しましょうよ!」とあってたら、翌朝には「こんなのでどう?」と3人も4人もがプロも真っ青といった出来映えのチラシ案をメールで飛び交わしていました。すぐに印刷、「200枚頂戴! ポスティングするわ!」「こっちは300枚!」ゴチャゴチャ議論してないで、やれる人がやるという腰の軽さで『市民の会議』はますます活発に動いています。郷土を想い、未来を想うメンバー達がこんなに大勢いて頼もしい限りですが、あなたの力もお借りしたいと思っています。是非意見交換会にご参加下さい。(N)

当初は来場者が少なめで心配しましたが、その後のメンバー間の協力もあって24日の4回目から多数のご来場が実現でき、28日のNPOフェスタや3日のフォーラムも多数のご来場で盛り上がりました。結果もさることながらそこに至るプロセスはより大事とはよくいわれますが、この熱気と連帯意識の高揚は期待以上のものでした。

市民の皆さん、手探りで走ってきた私たち市民の会議ですが今ようやくまちづくりの基本ルールの骨子を固め、メンバー全員が多くの皆さまの声を聞かせていただきたいと願っております。

11月末までの残されたチャンスに、ひとりでも多くの方のご来場をお待ちしております(H)



自治基本条例について、ご意見をお寄せ下さい。(市民の会議一同)

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax. 042-346-9513 〒187-8701 小平市小川町2-1333

e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml>

市民の会議ホームページ: <http://kodaira.sblo.jp/>

こだいらの自治基本条例 だより

No.9

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

自治基本条例フォーラムを 開催しました。(11/3)

基調講演 辻山幸宣さん (財)地方自治総合研究所所長
パネルディスカッション
「小平市らしい自治基本条例とは？」



基調講演より (抜粋)

「市民になる」ことの大変さ、大切さ

普通の生活者が市民参加によって「市民になる」ことの大変さと、それによって自信を持って社会参加している取組みがあちこちで見られる、この会議もそうなのでは？

そして、作るだけではなく「条例を使う(権利を行使する)市民になること」が重要だ。

自治基本条例に書くべきこと

最も重要と考えるまちの「価値」「方向性」

市民は市に何を委託するのか、また、それは誰が、どこで決めるのかというルール。

策定後のチェックとその改善のためのルール。

なぜ今条例が必要か

「地域のことは地域で決める」というのが地方分権 個々の市民にはできないことを市(=地方政府)に委託する。同時に、市民も「公共」の担い手となる。

その運営の方法、役割分担について、市民が関わりルールを考えて、議会が決定する。

小平市骨子案の特徴

議会の使命と役割がていねいに書き込まれている点
市民の「参加」以外の基本的な権利(幸福追求権、安全・安心な生活権)が書き込まれている点 政府の義務が発生する可能性がある。十分検討すべき。

自治体の「法務」「法務事務」について触れている点。全国的にも初めての例ではないか。

幅広い市民に支持された条例案に

幅広い市民の支持を得たものにするのが、議会で承認され、小平市自治基本条例となるためにも必要。

もう、ご覧になりましたか？

自治基本条例のポスター、リーフレットは、武蔵野美術大学の学生さんたちの協力で作られています。

町で、公共施設で、自治基本条例をつくる市民の会議のポスター、リーフレット、をご覧になったでしょうか？ 武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科の学生さん達が、自治基本条例をつくる市民の会議の大人達に共感。ポスター、リーフレットづくりをボランティアで請け負ってくださっています。



リーフレット



ポスター

今後の日程

12月～
意見を反映 条例案づくり平成20年3月
市長に提出

議会へ

市民意見交換会が11/30で終了しました。ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました。
(一般向け：10回開催・152人、団体向け：2回開催・28人、フォーラム：85人 計265人)
市民の会議は傍聴できます。最新の日程は、市のホームページ(各課の紹介 自治基本条例担当へ)、市民の会議のホームページ <http://kodaira.sblo.jp/> でご覧いただくか、上記連絡先にお問い合わせください。
ご意見、まだまだお待ちしております。このページ末、募集欄までご連絡下さい。

自治基本条例フォーラム(11/3)、NPOフェスタ(10/28)での アンケート結果まとめ(回答者数32人)



- (仮称)小平市自治基本条例を市民の会議がつくっていることをご存じですか?
(20人)知っている (10人)知らない 無回答2人
 - 1.について、どこで知りましたか?(複数回答有)
(9人)市報 (2人)市のホームページ (6人)広報紙「小平市自治基本条例だより」
(2人)市民の会議のホームページ (16人)人から聞いて
 - 小平市で自治基本条例をつくることについて(複数回答有)
(28人)関心がある (1)関心がない (2)市民の会議に参加したい
(3人)参加は無理だが意見が言いたい
 - 本日のフォーラムに参加して、一番印象に残ったことは何ですか、感想も記入してください。(抜粋)
多くの市民の方が熱心に議論されていることです。今日の会議も男性の参加が多いので驚きました。議会との関係がポイントとなります。
皆さんの活力、熱気がとてもあったこと。また、かなり専門的なところまで掘り下げていること。学生のボランティアで、ロゴマークやパンフを作成し、市民全体に広げるところみが素晴らしい。
骨子案はかなり検討半ばという印象。市民の会議から各項目にどのような論点。相反するどのような意見があるという説明が必要。
専門的な言葉使いや文章で、素人には理解しにくい箇所がある。もっと平易な文章で表現できないでしょうか。
 - (仮称)小平市自治基本条例骨子案が発表されました。ご意見がありましたらお書き下さい。
骨子案も、従前の住民自治基本条例に比べて、子どもの権利や危機管理、常設の市民投票制度など、進化していることを感じました。
市民全体のもり上がりが大切なんだと強く思いました。
やはり、具体性をもう少し加味できたらいいかな。
地域コミュニティも行政も市域を超えた連携が必要だと思います。「広域」の視点も是非、検討してください。
- 年令：10代(0人) 20代(3人) 30代(1人) 40代(7人) 50代(5人) 60代(10人)
70代(4人) 80代(2人) 90代(0人)
性別：女性(16人) 男性(15人) 無回答(1人)



自治基本条例について、ご意見をお寄せ下さい。(市民の会議一同)

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax. 042-346-9513

〒187-8701 小平市小川町 2-1333

e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp

<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml>

市民の会議ホームページ：<http://kodaira.sblo.jp/>

こだいらの自治基本条例 だより

No.10

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

市民意見交換会・報告(H19年10月~11月)

市民意見交換会へ、たくさんの参加とご意見、ありがとうございました。

「抽象的で、いまひとつわかりにくい」と言われる自治基本条例(骨子)案の提案に、これだけ大勢の参加、たくさんのご意見をいただいたことに、市民の会議メンバー一同、感動しています。やはり、小平市民はすごい!!

市民の会議では、これから条例案の完成をめざします。みなさま、まだまだ目を離さないください。

<記録>

開催日程：平成19年 10月17日~11月30日

意見交換会開催回数・参加人数：一般向け：10回開催・152人、団体向け：2回開催・28人、フォーラム：85人 計265人

その他：NPOフェスタでのアンケート回答者15名、持参1名、ファックス1名、メール9名、郵送1名、電話1名 計28人 総計 293人

市内大学向け：嘉悦大学経営経済学部での講義での説明 34数名、武蔵野美術大学課外講座「まちをつくる」 25名

市民意見交換会・いろいろな会場での様子



上水本町地域センター



大沼町地域センター



中央公民館

<意見の種類別件数> 意見総数 328件

自治基本条例の必要性について 10件、自治基本条例に期待すること 20件、骨子案の内容についてなど 222件(条例の位置づけ、個別テーマについて)、市民の会議について 23件、策定プロセスについて 22件、広報・意見交換会について 31件 など)

意見の詳細については、小平市ホームページ、市民の会議ホームページ(裏面末にアドレス)に掲載しています。

今後の日程

12月~
意見を反映 条例案づくり

平成20年3月
市長に提出

議会へ

条例案完成への今後

市民の会議では、11月に発表した「仮称 小平市自治基本条例骨子案」をベースに、条例案の完成にとりかかっています。骨子案を何度も全体会でつめて、それを起草グループが条例文にねり、さらにそれを全体会へ、というキャッチボールを続けて完成を目指しているところです。あわせて、条例の前文も検討中。3月ごろ、条例案がほぼ出来上がった段階で、できればもう一度、市民意見交換会を行って、意見を伺いたいと話しています。

全体会:1月26日(土)14:00~17:00 健康センター 4階 視聴覚室
2月9日(土) " 福祉会館 第1集会室
2月23日(土) " 健康センター 4階 視聴覚室

会議は、傍聴できます。当日、直接会場へ。

自治基本条例について 大学生との意見交換

市民の会議では、若い人達の意見をききたいということで、市内の中学・高校・大学へも積極的に情報を送っています。今年、嘉悦大学経営経済学部、武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科主催の講座などに出席し、大学生に自治基本条例についての説明をしました。

嘉悦大学 7月13日(金) 大学生の参加34数名。市民の会議から代表3名が参加し、自治基本条例の策定過程について話し意見交換をしました。



武蔵野美術大学 11月26日(月) 視覚伝達デザイン学科主催の課外講座「まちをつくる」に参加。25名。学生さんの司会のもと、自治基本条例について説明し意見交換しました。



自治基本条例についてのお問い合わせ、ご意見は下記へ

事務局:小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax. 042-346-9513

〒187-8701 小平市小川町2-1333

e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp

小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml>

市民の会議ホームページ: <http://kodaira.sblo.jp/>

こだいらの自治基本条例 だより

No.11

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

仮称・小平市自治基本条例 **前文(案)**ができました。

前文は、条項の前に置かれる文章で、制定の趣旨、目的、基本的立場などをのべる「宣言文」です。秋の市民意見交換会の時点では、まだ形になっていませんでしたが、今回、はじめて案が出来ましたので提案させていただきます。 **どうぞみなさまのご意見を!!**

前文(案)

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によってはじまり、用水の水と田圃の緑あふれるまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切に作る心を育み、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。

そのために私たちは、市政を市議会および市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。

今ここに私たちは、市民自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。
(裏面に解説を掲載)

<今後の会議日程>

傍聴できます。当日直接会場へ

3 / 8 (土) 14:00 ~ 17:00 福祉会館第1集会室、 3 / 14 (金) 18:00 ~ 21:00 福祉会館第2集会室
3 / 22 (土) 14:00 ~ 17:00 健康センター視聴覚室、 3 / 30 (日) 14:00 ~ 17:00 中央公民館講座室2



自治基本条例についてのお問い合わせ、ご意見は下記へ

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当（住田、湯澤）まで

☎042-346-9582 fax. 042-346-9513 〒187-8701 小平市小川町 2-1333

e-mail : da0040@city.kodaira.lg.jp 小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml>

市民の会議ホームページ : <http://kodaira.sblo.jp/>

<前文とは>

小平市自治基本条例は、小平市の自治における基本的な原理やルールなどを定め、市の規範に位置づけられるものです。前文は、自治基本条例の趣旨を明確にするために設けるもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。前文では、小平の歴史・風土、めざすまちと自治の姿、自治基本条例の位置づけについて規定しています。

<前文の段落別の説明>

(第1段落) 小平の歴史・風土

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によってはじまり、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。」

先史時代の遺構、鈴木遺跡そして鎌倉道を残す小平は、武蔵野台地のほぼ中央に位置します。

江戸時代初期(350余年前)には玉川上水が開削され、その上水から取水した用水路網による新田集落として小平は誕生しました。そして東西に走る青梅街道、五日市街道に沿う、ケヤキ並木や屋敷林など武蔵野の自然環境と用水の水と田園風土と文化を形成し、豊かな自然と共生した歴史と文化のまちになりました。

「今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。」

今日でも、江戸の文化と命の水を運んだ玉川上水と緑道の緑の景観(1997年東京の玉川上水景観基本軸、2005年国の史跡に指定)は、都民及び市民の憩いの空間として親しまれています。

小平市内50kmに及ぶ用水には多摩川の本流の水が流れ、水辺空間を現出し、市域を囲む21キロの緑豊かなグリーンロードに囲まれた「農風景」の息づく住宅都市になっています。

昭和37年の市制施行後、高度成長期には多くの人々が転入し、小平市は、学校施設の整備を始めとして、道路、上下水道などのインフラづくりをすすめ、先駆的な福祉行政への取り組みや、市民のつながりを大切にす拠点として図書館、公民館、地域センターを配置するなどに取り組んできました。

近年における少子高齢化の急速な進展や生活環境の変化と市民のニーズの多様化の中で、都市整備と教育、福祉の充実に取り組み、水と緑豊かな、安心安全を誇れる、教育と福祉の充実した住宅都市として、7大学を有する豊かな文化と先進性を持つ学園都市として、今日の発展に至りました。

(第2段落) めざすまちと自治の姿

「私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。」

「持続可能なまち」とは、環境・景観面、財政・経済面、生活面等、すべてのまちの側面で、一時的な「発展」ではなく、何世代にもわたって維持・向上していくことができるまちを意味しています。持続可能なまちにするためには、小平市内で持続可能な循環型のしくみをつくることだけでなく、他の都市との関係や地球規模の環境・平和が不可欠です。

地球温暖化に代表される環境問題群解決への取り組みにも参加しながら、今ある武蔵野の自然環境と共生した水と緑の景観の保全に務め、環境の負荷の少ない循環型の持続可能なまちをつくり、調和のとれた健康で豊かな文化的な生活とそのしくみを次世代に引き継ぐことこそ私たちの責務です。

「私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にす心を育み、平和の実現に尽くします。」

こだいらにかかわる全ての人々の人権を互いに尊重し、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的状況、文化・価値観等、人々のそれぞれの多様性を尊重し認め合い、連帯する社会にしたいこと。ひとつひとつのいのちと、地球全体の生態系の両面を大切にしていきたいこと。そして、いのちを大切にす心を育む人間教育に努め、平和な社会の実現を目指したいことを述べています。

「私たちは、学びと仕事と暮らし、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。」

めざすまちのまとめとして、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を思いやる心と地域への愛情を持つ意識の定着を図ると共にまちづくりの主役となって、学びや仕事なども含めた人々の多様な暮らしの営みが、楽しく文化的に係わり合い響きあい、心から「わがまちこだいら」と誇りをもてるまちをめざすことを述べています。

「そのために私たちは、市政を市議会および市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。」

めざす自治の姿を述べています。「市民自治」とは、市民の自治(市民主権)、市民による自治(市民が主体となって行う自治)、市民のための自治(市民の役に立つ自治)の3つの趣旨を一つにまとめた言葉です。「市民」を冠することで、自治の主体が市民であることを表現しています。その市民自治を、市議会と市長に市政を信託するという、代表制・代議制の間接民主主義と、市民の市政への参加や協働といったまちづくりへの直接の係わり合いを両輪として、進めることをめざす自治のありかたとして述べています。私たち自身も、「参加」と「協働」を通じてたゆまぬ努力を続けることを決意しあいたいのです。

(第3段落) 基本条例の位置づけ

「今ここに、市民自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。」

自治基本条例は、小平市の自治のあり方(理念)とすすめ方(あり方を実現するための役割・責務や手順)を規定した条例です。私たちは、自主自立のまちづくりをすすめる為に、ここに小平市の自治の基本となる条例であることを宣言しています。

こだいらの自治基本条例 だより

No.12

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

「小平市自治基本条例案」提出式



条例案を市長へ提出

5月10日(土)、市民の会議は、(仮称)「小平自治基本条例案」を、小林市長に手渡しました。

平成18年8月から始まった市民の会議が、約2年弱を掛けてまとめて



きたものです。市内のいろいろな町から、さまざまな思いをもって集まった市民が、年代の違い、考え方の違い、立場の違いを乗り越えてまとめ上げた条例案です。これから、市長より議会に提案される予定です。

〈市民の会議のメンバーの思い〉

- 条例案は市民の多大なエネルギーの結晶である。議会での建設的な論議を期待したい。
- 提出できた安堵感と市民の中にどのように息づいていくのかの心配が交錯していますが、これからが本番との心意気で今日を迎えました。
- 第33~38条の素案・解説づくりに参加。僅かながら、市民の会議委員の責めをはたささせていただきました。
- 子どもも大人も誰もが暮らしの道具としてこの条例をいつもそばに置いて使っていきたい。

(仮称) 小平市自治基本条例案

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 市民(第4条-第9条)

第3章 参加及び協働(第10条-第13条)

第4章 市民投票制度(第14条)

第5章 コミュニティ活動(第15条・第16条)

第6章 市議会(第17条-第19条)

第7章 市長等(第20条-第22条)

第8章 行財政運営(第23条-第32条)

第9章 国、都等との関係(第33条-第36条)

第10章 条例の位置付け及び見直し(第37条・第38条)

第11章 委任(第39条)



〈前文〉

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によって開け、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切に作る心を育み、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。

そのために私たちは、市政を市議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。

今ここに私たちは、自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、市議会、市長等のあり方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とします。

(自治の基本理念とその実現)

第2条 市民は、主権者として市議会と市長に市政を信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組みます。

2 市議会と市長は、市民の信託に応え、公正かつ適切に市政を行います。

3 市民、市議会及び市長は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として、前2項に掲げる自治の理念を実現します。

(定義)

第3条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによるものとします。

(1)「市民」とは、小平市に住所を有する個人をいいます。

(2)「市民等」とは、市民のほか、小平市で働き、学び、又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体を含め総称します。

(3)「市」とは、市議会及び市長その他の執行機関で構成される小平市の行政組織の全体をいいます。

(4)「市政」とは、市議会及び市長その他の執行機関によって行われる政治及び行政の全体をいいます。

(5)「参加」とは、市民が、市政の計画、実施、評価の各過程において、市に対し積極的に自らの意見を表明することをいいます。

(6)「協働」とは、市民等と市とが、それぞれの役割及び責任のもとで公共的なサービスの提供を協力して行うことをいいます。

(7)「まちづくり活動」とは、地域社会の維持及び向上に役立つ市民等の諸活動をいいます。

第2章 市民

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

第4条 市民及び小平市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、条例又は法令の定めるところにしたがって、行政サービスを受ける権利を有し、市政に要する費用を租税等により負担します。

(市政に参加する権利)

第5条 市民及び小平市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加する権利を有します。

2 前項に掲げるもの以外であって、小平市で働き、学び又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体は、別に定めるところにより、市民に準じ市政に参加することができます。

(知る権利)

第6条 何人も、市政に関する情報を知る権利を有します。

(まちづくり活動の自由)

第7条 市民等は、自治活動、ボランティア活動その他のまちづくり活動を自由に行うことができます。

2 まちづくり活動を行うに当たっては、互いの意見と行動を尊重しなければなりません。

(男女共同参画社会の形成の推進)

第8条 市民等及び市は、市民自治の基盤である、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進します。

(法人等の社会的責任)

第9条 小平市で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分自覚し、それぞれの立場においてその責任を果たすよう努めなければなりません。

第3章 参加及び協働

(参加の対象等)

第10条 市は、次の事項について、市民が市政に参加する機会を保障します。

(1) 市の基本構想、基本計画又は個別分野における施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る内容案の策定

(3) 市民生活に大きな影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃

(4) 市民の利用に供される重要な施設の設置又は廃止

(5) 前各号に準ずるものとして別に定める事項

2 内容が軽微なもの、緊急を要するもの、国の法令によって定められるもの、租税に関するもの等は、前項の対象外とすることができます。

3 市は、審議会の委員就任、公聴会への出席、意見公募手続、提案書の提出その他幅広い方法で、市民が前2項の規定による対象に参加できるようにします。

4 市は、意見公募手続又は提案書の提出により市民から表明された意見について、十分に考慮し、適切に回答します。

(参加における配慮)

第11条 市は、高齢者、障がい者、子ども(18歳未満の市民をいいます。)等を含め、市民のだれもが容易に市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。

(協働の推進)

第12条 市民等及び市は、地域のさまざまな課題の解決に向けて協働することができます。

2 協働に当たっては、市民等と市が対等の立場で十分な協議を行い、合意の上、その必要理由及び条件を明確にして行うものとします。

(協働推進の基盤づくり)

第13条 市は、協働の推進を図るため、活動の機会と場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他協働推進の基盤づくりに努めます。

第4章 市民投票制度

第14条 市は、市政に関する重要問題について、市民、市議会又は市長の発議に基づき、主権者である市民の意思を直接に確認するための市民による投票(以下「市民投票」といいます。)を実施することができる制度を設けます。

2 市政に関する重要問題は、これについて市民投票が実施された場合には、その結果を尊重して処理されなければなりません。

3 市民投票制度に関するその他の必要な事項については、別に条例で定めます。

第5章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動)

第15条 市民等は、市内のそれぞれの地域において、住みよい地域社会を築くことを目的として、地域を基盤とする、又はその目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動(以下「コミュニティ活動」といいます。)を行うことができます。

(コミュニティ活動への支援)

第16条 市は、地域におけるコミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、これに対し適切な支援を行います。

第6章 市議会

(議会運営の基本原則)

第17条 市議会は、市民から選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、市民から信頼される議会を実現することを議会運営の基本とします。

(市議会の責務)

第18条 市議会は、市にふさわしい条例の制定に努めるとともに、適正に市政運営が行われているかについて、市民の視点で監視し、けん制する役割に努めます。

2 市議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等の議決等を行うに当たっては、十分な討議に努めます。

3 市議会は、会議の公開及び情報公開を行うことにより市民との情報共有に努め、市民に説明責任を果たすよう努めます。

(市議会議員の責務)

第19条 市議会議員は、市民から選ばれた公職者としての責任を自覚して、その職務を果たすように努めます。

2 市議会議員は、市民の要望に配慮した政策提言と政策立案に努めます。

第7章 市長等

(市長の責務)

第20条 市長は、市民から選挙により選ばれて市民を代表する公職に就いたことを強く認識し、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進します。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市職員を適切に指揮・監督して市政の運営を行います。

(市長以外の執行機関の責務)

第21条 市長以外の市の執行機関は、市長とともに、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進します。

(市職員の責務)

第22条 市職員は、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民からの信頼づくりに努め、市民本位の市政を推進します。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組みます。

第8章 行財政運営

(行財政運営の基本方針)

第23条 市は、市民の福祉向上のため、市民の意向を的確にとらえ、市民の視点に立ち、民主的かつ効率的な行財政運営を進めます。

(長期総合計画)

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を策定し、それに基づいて、計画的な市政運営を行います。

(組織と人事)

第25条 市は、効率的かつ機能的で柔軟に対応できる組織体制をつくります。

2 市は、その組織が、市民のための政策の企画立案に当たり、先見性と創造性を発揮できる人材集団として機能するよう、職員の採用及び能力開発に取り組みます。

(情報の共有)

第26条 市政に関する情報は、市と市民との間で共有ができるよう、情報公開を総合的に推進するものとして、次の事項を基本とします。

(1) 市は、市の保有する市政に関する各種の情報(業務の委託に係るもの等を含みます。)を、積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供します。

(2) 市は、保有する情報について開示請求を受けたときは、適切かつ迅速に公開します。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利及び利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

2 市は、何人に対しても、自己の個人情報に係る開示その他の適正な措置を請求する権利を保護するため、必要な措置を講じます。

(苦情及び要望への対応)

第28条 市は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応します。

2 市は、苦情及び要望への対応のため、必要があると認められる場合は、第三者機関を設置します。

3 市は、苦情及び要望を十分に分析し、市政に役立つよう活用します。

(評価・検証)

第29条 市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、市政の取組みを評価・検証し、その結果を公表します。

2 前項の評価・検証については、外部の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めます。

(行政手続)

第30条 市は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するために、行政処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に実施します。

(政策法務)

第31条 市は、地域の実情に合わせた積極的な政策の形成と実行のために必要な政策法務能力の向上を図るとともに、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備します。

(財政のあり方)

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営を行います。

2 市は、健全な財政運営のため、中長期の財政計画を立案します。

3 市は、長期総合計画、財政計画を踏まえ、予算を編成しなければなりません。

4 市は、事務事業の見直しに不断に取り組みます。

5 市は、税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、市有財産の活用及びその見直し等を行い、財源基盤の強化に努めます。

6 市は、市の財政状況(市が資本の25%以上出資している団体、一部事務組合等のものを含みます。)を市民に分かりやすく公表します。

第9章 国、都等との関係

(国及び都との関係)

第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保つとともに、両者に対し、基礎自治体としての充実と発展を図るために必要な制度、政策等の改善について必要な取組みを行います。

(他の地方公共団体との関係)

第34条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

(災害等に対する協力連携等)

第35条 市は、市民の身体、生命及び財産を災害等から守るため、災害等の防止及び災害等発生時の対応に関し、市民等、他の地方公共団体、関係行政機関、各種の事業所等との協力、連携及び相互支援を図るよう努めます。

(国際的な関係)

第36条 市は、人類が共通して直面する環境問題等国際的な課題が地域社会の課題と深く関わっていることを認識し、国際社会の一員として連携しながらその解決に取り組むよう努めます。

第10章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第37条 この条例は、小平市の自治の基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとします。

(条例の見直し)

第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ適切にこの条例を見直すものとします。

第11章 委任

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、条例、規則等で別に定めます。

